○**文部科学省告示第百五十四号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成八年文部省告示第四十九号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表中、次の表に掲げるものを削除する。

別表　出水市出水麓伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	出水市麓町五五六番

○**文部科学省告示第百五十五号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成九年文部省告示第百三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　うきは市筑後吉井伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 附属屋 主屋	一棟 一棟	うきは市吉井町一三四〇番地 うきは市吉井町九九二番地五

○**文部科学省告示第百五十六号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十年文部省告示第七十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　富田林市富田林伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	富田林市富田林町二〇―七

○**文部科学省告示第百五十七号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十一年文部省告示第八十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 土蔵 土蔵	一棟 一棟	恵那市岩村町三五一―二 恵那市岩村町二七四

別表一中、次の表に掲げるものを削除する。

別表一　恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	恵那市岩村町七九二

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋 主屋 主屋 離れ 主屋	一棟 一棟 一棟 一棟 一棟	倉吉市研屋町二四九―一 倉吉市堺町一丁目八九八―一 倉吉市西町二六七四 倉吉市西町二六七四 倉吉市新町二丁目二三六〇 倉吉市新町三丁目二三二四―一

別表三中、次の表に掲げるものを削除する。

別表三　倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 付属屋 付属屋 主屋 付属屋 離れ	一棟 一棟 一棟 一棟 一棟	倉吉市新町二丁目二三六二 倉吉市新町二丁目二三六二 倉吉市西町二六八四 倉吉市西町二六八四 倉吉市西町二六八四

○**文部科学省告示第百五十八号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十二年文部省告示第九十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正